



特集「ご存じですか？ ここのえ子育て交流センター」

- まちの話題 4p
- 町からのお知らせ 7p
- 「ふるさと探検クラブ」活動報告 18p
- 文化財探訪／心の扉 19p
- 図書館だより 20p
- 暮らしの情報 21p
- 歳時記 23p



第15回
全国草原サミット・
シンポジウム
in ここのえ

2026年 9月 5日 - 6日 開催

今月の表紙

10月6日から11月30日に作品募集を行った「このえ草原フォトコンテスト」の入賞作品です。「第15回全国草原サミット・シンポジウム in ここのえ大会」は2026年9月5日～6日に開催されます。

ご存じですか？ 「このえ子育て交流センター」



●「このえ子育て交流センター」ってどこにあるの？

「このえ子育て交流センター」は「このえみつばこども園」の隣にあります。利用は無料で、乳幼児親子や小学生が自由に遊びにこられる場所です。



●「このえ子育て交流センター」ってどんなところ？なにをしているの？

地域において子育て親子の交流の促進、遊びの場の提供を目的として事業を行っている福祉施設です。

- ・乳幼児親子対象：地域子育て拠点事業
- ・小学生対象：児童館事業



☆ 活動内容 ☆

♪ 乳幼児親子対象：「わくわく広場」「ベビーニコニコ広場（ベビーマッサージ・絵本の日）」「リズムトレーニング」



わくわく広場・リズム遊び



ベビーマッサージ



絵本の日



相談も
行っています。



みんな
遊びに来てね



♪ 小学生対象：季節の行事（ハロウィン・クリスマス等）自然体験（川あそび・焼き芋等）



クリスマス会



美味しそう



川遊び



プチ夏祭り



積木



けん玉大会

楽しそうだなー

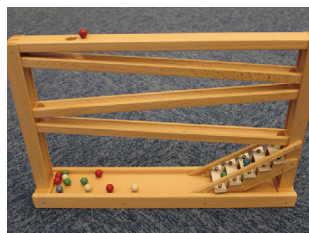


●他にも何かあるの？

おもちゃと本の貸し出しを行っており、2週間借りる事ができます。
おもちゃ202個、絵本3383冊を貸し出しています。



みんな大好き
アンパンマン



暖かみのある
木のおもちゃ



くるま



電車もあります



赤ちゃんに人気の絵本達



だるまさんと



ごぶごぶごぼごぼ



いないいないばあ



とっとこととこ

ファミリー・サポート・センター

子どもを預けたい人（おねがい会員）と預かってくれる（まかせて会員）を繋ぐ場所です。子育て交流センター内にあります。

日曜・祝日や保育時間外、小学生の放課後など、ちょっと預かって欲しい、そんな時に利用できます。

「おねがい会員」「まかせて会員」どちらも随時募集しています。

事前の申し込み（会員登録等）が必要です。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

チャムチャムクラブ（母親クラブ）

九重町の育児サークルです。我が子のため、地域のためいろんな活動（クリスマス会・園服リユース・自然体験等）を行っています。共に育ちあう仲間作りをしませんか？
子育て交流センターが事務局です。



ハロウィン・運動会

参加待ってまーす。

インスタ
やってます。



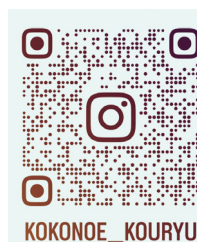
このえ子育て交流センター
ブレイメンズ

このえ子育て交流センター

（児童館、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター）

開館日：火～土曜日
休館日：日・月・祝日
開館時間：8：30～17：00

〒879-4722 玖珠郡九重町大字引治508-1
TEL：0973-73-2666/FAX0973-73-2670



KOKONOE_KOURYU

2
3

鬼は外！ 福は内！



園児が手作りした鬼のお面を被りました

飯田こども園で節分の豆まきが行われました。初めに、鬼のお面を被った5歳児に向けて、0～2歳児が豆を投げる園児同士の豆まきを楽しみました。

その後3匹の鬼が登場すると、園児たちは元気いっぱいに豆を投げつけました。怖がる園児もいましたが勇気を出して鬼を退治しました。

降参した鬼たちは「お友だちと仲良くするんだよ」、「お野菜をちゃんと食べるんだよ」などと園児たちと約束して帰って行きました。



赤・青・黒の三匹の鬼が現れました



最後は鬼たちと握手しました

2
5

みつばこども園生活発表会(3・4歳児)

みつばこども園で3・4歳児(もも組・ひまわり組・すみれ組)による生活発表会が行われました。園児たちは、この日のために練習を重ねてきた合奏やオペレッタなどを披露。少し緊張した表情を見せながらも、保護者の前で一生懸命に演じる姿が見られました。



オペレッタ「おおきななぶ」



オペレッタ「さるとかに」



リズム「ジャングルグルグル」



おはなし「たのしかったこと」

2 / 10

長年の地域福祉に荣誉



長野久美子さん(左)、石田初代さん(中央右)、進一富さん(右)

長年のボランティア活動により厚生労働大臣表彰を受けた「ボランティア東」の皆さんが、日野町長へ受賞を報告しました。

会長の長野久美子さんは「先輩方が続けてこられた数十年分の活動が表彰されたと思っています」と喜びを語りました。

同団体は、一人暮らしの高齢者や高齢世帯等への給食サービスを通じ、健康維持増進や社会的孤立の解消に大きく貢献しています。また、町内のイベントに積極的に参加するなど、地域福祉のために尽力されています。

2 / 10

企業版ふるさと納税贈呈式



(左から) 日野町長、藤田代表取締役

新成建設株式会社(藤田三吉代表取締役)から企業版ふるさと納税の寄付があり、九重町役場で贈呈式が行われました。

藤田さんは「多くの方に住んで良かったと思ってもらえる町づくりに」と思いを述べ、日野町長は「人口が減少しても町民が輝ける町づくりに努力したい」と感謝を伝えました。

企業版ふるさと納税は、企業の寄付で自治体の地方創生事業を応援する制度です。寄付金は町の活性化に活用されます。

2 / 14

竹に生命を吹き込む 岐部 笙芳さんギャラリートーク



作品の解説をする岐部笙芳さん

重要無形文化財保持者(人間国宝)で本町の竹芸家、岐部笙芳さんの作品特別展示とギャラリートークが九重文化センターで開催されました。

会場には盛籃「流光」をはじめ、岐部さんや県内の竹芸家による作品18点が展示されました。

ギャラリートークでは、岐部さんが一つひとつの作品を巡りながら技法や製作時の思いを丁寧に解説。参加者は熱心に耳を傾け、興味深そうにその世界観に浸っていました。



竹工芸との出会いやこれまでのあゆみを回顧



貴重な作品を間近に感じることができました

2/18

祝・100歳！^{えとう}衛藤ツネ子さん



100歳を迎えた衛藤ツネ子さん（中央）

2月22日、衛藤ツネ子さんが100歳の誕生日を迎えられました。誕生日を前に日野町長が訪問し、長寿をお祝いしました。

衛藤さんは豊後大野市犬飼町出身で、警察官として勤務された後、結婚後は昭和女子高校（現：昭和学園）で和裁の講師をされていました。2人のお子さんを育て、現在は孫3人、ひ孫2人に恵まれています。

衛藤さんは100歳を迎えた心境を「100年は短かった。よく100歳まで生きたなあ」と感慨深げに話していました。

3/1

春季全国火災予防運動



九重町役場前で行われた出発式の様子

九重町消防団が、春の全国火災予防運動の一環として防火パレードを行いました。

九重町役場前で出発式が行われ、日野町長が「令和8年1月から林野火災注意報・警報が新たに新設され、みなさんの啓発活動がより重要になる」とあいさつをしました。九重町消防団では毎年11月と3月に防火パレードを行い、火災予防を呼びかけています。



2/23

郡市対抗駅伝総合4位！ 玖珠郡の誇りをつなぐ熱戦



玖珠郡チームの高倉大知選手（左）と佐藤黎治選手（右）

2025年度第4回大分県郡市対抗駅伝競走大会が大分スポーツ公園で開催され、県内各郡市の代表選手が全16区間・74kmでタイムを競いました。

沿道からの熱い声援に後押しされ、選手たちはチーム一丸となってタスキを繋ぎ、各区間で白熱したレースが展開されました。

玖珠郡チームの一員として出場した本町の佐藤黎治選手（12区・10km）は「目標タイムには届かなかったが、チームとしては昨年より順位を上げることができてよかった」と



レースを振り返りました。

結果は昨年の総合7位から大きく順位を上げる総合第4位でした。3位との差も約30秒という好成績を残しました。

結果

1位	大分市	3時間59分58秒
2位	日田市	4時間07分33秒
3位	豊後大野市	4時間12分32秒
4位	玖珠郡	4時間13分04秒

「第73回くじゅう山開き」 について

●お問い合わせ
観光・地域振興課 ☎0973-76-3150

登山シーズンの到来を告げる山開きで、くじゅうの春を感じてみませんか。

山頂行事

- 日時 令和8年4月19日(日)
 - ・11:00～万歳三唱
 - ・11:10～記念ペナント配布
- 場所 久住山 山頂
- その他 少雨決行(中止の場合等、詳細は九重町 HPをご確認ください)



九重町
HP

遭難者追悼回向法要及び安全祈願祭

- 日時 令和8年4月19日(日)
 - ・8:30～遭難者追悼回向法要及び安全祈願祭
 - ・11:00～記念ペナント配布
- 場所 天空の大地 久住高原ホテル

マイナンバーカード 時間外窓口のお知らせ(要予約)

●お問い合わせ
住民環境課 ☎0973-76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、ぜひご利用ください。

★予約方法

開設日の前開庁日(土日祝日除く)の午前8時30分～午後5時までに、住民環境課(☎76-3802)まで電話でご予約ください。

★開設予定日		
平日	4月7日(火)	午後5時～ 午後7時
	4月23日(木)	
	5月12日(火)	
	5月28日(木)	
	6月9日(火)	
	6月25日(木)	
休日	4月11日(土)	午前9時～ 正午
	4月26日(日)	
	5月9日(土)	
	5月24日(日)	
	6月13日(土)	
	6月28日(日)	

後期高齢者医療高額療養費に該当している方へお知らせの通知を送付します

●お問い合わせ 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771(代表)
地域共生支援課 ☎0973-76-3821

後期高齢者医療の被保険者で、1か月の医療費が自己負担の限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

該当する方には、お知らせの通知をお送りしますので、通知書が届いた方は地域共生支援課の窓口にて申請の手続きをしてください。一度申請をすれば再度の申請は不要となり、該当する月があれば指定の口座に振り込まれます。

令和8年度国民健康保険税の年金特徴仮徴収額について

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

令和8年度の国民健康保険税について、令和8年2月の年金特徴対象者は、令和8年2月年金特徴額が令和8年度4月以降の仮徴収額となります。

年金受給月	種類	備考
4月、6月、8月	仮徴収	原則として前年度2月分の保険税額がそのまま徴収されます。
10月、12月、2月	本徴収	前年の所得をもとにして保険税から仮徴収額を除いた額が徴収されます。

※令和8年度中に75歳到達により後期高齢者医療保険へ加入される方については、令和8年4月の年金特徴から、普通徴収(納付書または以前登録されている口座からの引落し)へ変更となります。

社会保険の加入や脱退の際は 手続きが必要です

●お問い合わせ
地域共生支援課 ☎0973-76-3821

就職や被扶養者の認定となったことにより、国民健康保険から社会保険に変わった場合は必ず届け出が必要です。届け出をされるまでは国民健康保険税もかかり続けますので速やかに手続きをお願いします。

また、社会保険を喪失した場合(会社をやめた・扶養から外れた場合など)には、自動的に国民健康保険の加入にはなりません。国民健康保険に加入される場合は、下記の書類をお持ちのうえ、地域共生支援課へ届出を行ってください。扶養の方も加入される場合は、扶養の方全員の名前が記載された証明書が必要です。

【社会保険に加入したときの届出に必要なもの】

- ・社会保険資格確認書、または資格取得証明書等
- ・届出に来庁される方の身分証明書

【国民健康保険に加入するときの届出に必要なもの】

- ・資格喪失証明書または離職票(扶養の方も加入する場合は資格喪失証明書が必要です)
- ・届出に来庁される方の身分証明書

修学における国民健康保険 被保険者の特例について

●お問い合わせ
地域共生支援課 ☎0973-76-3821

九重町国民健康保険の加入者が町外へ転出した場合、転出先の国民健康保険に加入する必要があります。ただし、修学のため町外に住所を定め転出する場合、「学生特例」が適用され、申請により九重町の国民健康保険に引き続き加入することができます。

転出先の国民健康保険に新しく加入するか、学生特例の適用を受けるかを選択のうえ、学生特例の適用を希望される方は地域共生支援課にて申請をお願いします。

【申請に必要なもの】

- ・申請書(ホームページからダウンロードするか窓口でお渡しできます)
- ・学生証のコピー、または在学証明書等

国民年金広場

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

●お問い合わせ 日田年金事務所 ☎0973-22-6174
地域共生支援課 ☎0973-76-3821

国民年金は、20歳を迎えると全ての方が被保険者となり、保険料を納付しなければなりません。しかし、被保険者が学生で、所得が一定額以下である場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を申請することができます。

対象となる方

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する学生等で、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

所得基準のめやす

128万円 + (扶養親族の数 × 38万) + 社会保険料控除等 で計算した額以下

学生納付 特例制度の メリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

申請方法

- 申請書による申請 申請書に記入のうえ、役場地域共生支援課窓口、又は年金事務所へご提出ください。併せて、学生であることを証明する学生証等の写しが必要です。
- 電子による申請 マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルから手続きを行ってください。学生証等については画像でアップロードする形となります。
- ハガキによる申請 前年に保険料納付を猶予されている方で、次年度も在学予定の方へは、4月にハガキ形式の申請書が届きますので、記入のうえ、返送してください。

児童手当のお知らせ

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3828

各種届出は出生や転入から15日以内に！

児童手当の必要な届出は事由発生日の翌日から数えて15日以内に行ってください。届出がない場合や遅れた場合、手当を受給できない月が発生します。

▶届出が必要な場合



- 子どもが生まれたとき
- 他の市町村から転入したとき、他の市町村へ転出したとき
- 公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- 新たに児童を養育するようになったとき、児童を養育しなくなったとき
- その他家庭状況に変更があったとき（詳しくはお問い合わせください）



令和8年度 児童手当の支払日は下記のとおりです。

支払日	該当月
令和8年 4月10日（金）	令和8年2月・3月分
令和8年 6月10日（水）	令和8年4月・5月分
令和8年 8月10日（月）	令和8年6月・7月分
令和8年 10月 9日（金）	令和8年8月・9月分
令和8年 12月10日（木）	令和8年10月・11月分
令和9年 2月10日（水）	令和8年12月・令和9年1月分



※支払時に「支払通知書」は送付いたしませんので、通帳等で確認をお願いいたします。

こども誰でも通園制度が始まります

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3828

令和8年4月から「こども誰でも通園制度」が始まります。

「こども誰でも通園制度」は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな事業です。

【対象】 こども園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【利用時間】 月10時間まで

【利用方法】 事前に利用申請及び面談が必要

【実施施設】 町内の認定こども園

施設名	住所	電話番号
ここのえみつばこども園	九重町大字引治508-1	0973-73-2555
ここのえ飯田こども園	九重町大字田野1624-9	0973-73-3590

【利用料】 利用するお子さん1人1時間当たり300円

※現在、九重町で実施している一時預かり事業についても引き続き実施します。

令和8年度健診希望調査を行います 一年に1度健診を受けましょう

●お問い合わせ【がん検診・健診全般について】 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎0973-76-3838
【特定健診・受診券について】 地域共生支援課 国保年金グループ ☎0973-76-3821

19歳以上の町民を対象に健診受診希望調査を行います。

受診者数及び受診状況把握のため受診を希望しない方も提出のご協力をお願いいたします。

1

健診受診希望調査を提出します【4月6日(月)締切】

調査票は3月中旬に全世帯に郵送しております。

詳しい健診の内容は、同封の「九重町健診ガイド」をご覧ください。

※希望調査提出後の検診項目や受診日の変更は可能です。



2

受診券が届きます(5月頃)

40～74歳の九重町国民健康保険加入者、75歳以上の後期高齢者の方は受診券がご自宅に届きます。39歳以下の方の受診券はありません。

※社会保険加入者は医療保険者から案内があります。

3

予約をします

※巡回健診(町での健診)は希望調査の提出で予約完了

★巡回健診のうち、乳房超音波検査(39歳以下対象)と託児を希望される方は、「九重町健診ガイド」でご確認の上、別途ご予約ください。

★施設健診(別府市)を希望する方は予約をしてください。

【予約先:大分県厚生連健康管理センター ☎0977-75-6154】

★個別健診(医療機関)の対象医療機関については

【国保年金グループ ☎76-3821】にお問い合わせください。

※個別健診は40歳～74歳の国保加入者と75歳以上の方が対象です。

提出

未提出

保健衛生グループに予約して、健診日の前日までに検診セットを取りにお越しください。

4

検診セットがご自宅に届きます(5月中)

★希望調査で巡回健診(町での健診)を「受ける」と回答した方のみ

※施設健診を予約された方は健診前に施設から検診セットが届きます

5

健診を受けます

混雑を避けるため、問診票の事前記入をお願いします。

肺がん・結核検診の自己負担金は65歳から無料です!!

世界保健機関(WHO)では、3月24日を「世界結核デー」としています。「結核」は昔の病気だと思いませんか?今でも日本国内で年間約1万人が新たに発病し、1,500人以上が命を落としている主要な感染症です。近年では、結核患者に占める高齢者の割合が高くなっています。ご自身の健康管理のために、健康診断と合わせて年に1回は胸部レントゲン検査を受けましょう。

☆巡回健診では、車いすのまま胸部レントゲン検診車に入ることができるリフト車もありますので、介助が必要な方は事前に保健衛生グループまでご相談ください。

このえ健康ダイヤル(電話による健康・医療相談サービス)の廃止について

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

このえ健康ダイヤル(電話による24時間健康・医療相談サービス)について、令和8年3月31日をもって、サービスを終了させていただくことになりました。平成25年より長い間、このえ健康ダイヤルをご利用いただきありがとうございました。

4月1日からの電話相談については、令和7年7月1日よりスタートした大分県救急安心センター(#7119)が利用できます。#7119は、急な病気やケガなどで緊急性の有無や応急手当の方法、適切な医療機関などについて相談員(看護師等)から助言を受けることができる電話相談窓口です。子どもの場合は、こども救急電話相談(#8000)が利用できます。

■大人の場合(概ね15歳以上)

大分県救急安心センター

#7119 または

097-532-7119

(県境地域からやIP電話・ダイヤル回線の場合はこちら)



■子どもの場合(概ね15歳未満)

こども救急電話相談

#8000 または

097-503-8822

(県境地域からやIP電話・ダイヤル回線の場合はこちら)



■受付時間

平日・土曜日 午後7時～翌朝8時

日曜日・祝日 午前8時～翌朝8時(お盆・年末年始を含みます)

※この電話相談は、病気の診断・治療をするものではなく、判断の参考としていただく助言をするものです。

※相談料は無料ですが、通話料はご負担いただきます。

※回線数に限りがありますので、簡潔にご相談ください。

※緊急時には、ためらわず119番で救急車を呼んでください。

令和8年度から定期高齢者肺炎球菌予防接種のワクチンと自己負担額が変わります

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

高齢者がかかる肺炎の中で、もっとも頻度の高い「肺炎球菌」という細菌感染を予防するための予防接種が高齢者肺炎球菌予防接種です。国の予防接種法に基づいた定期接種として、65歳の方を対象に実施しており、九重町では65歳の誕生日を迎えた方を対象に、誕生月の翌月に接種券と予診票等を個別で通知しているところです。

令和8年4月1日から、この定期高齢者肺炎球菌予防接種に使用されているワクチンが、より高い有効性が期待できるワクチンに変更となるため、接種にかかる自己負担金が以下のように変更となります。

【令和8年3月31日まで】自己負担金：2,000円

【令和8年4月1日から】自己負担金：3,500円

※詳細については、対象となる方への個別の通知でお知らせいたします。



令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。合理的配慮とは、具体的にどのようなことなのでしょう。また、障がいのある人に合理的配慮を行う際に、事業者はどのようなことに対応する必要があるのでしょうか。今回は、具体的な例を取り上げて紹介します。



1 合理的配慮の提供とは

社会生活において提供されているサービスや設備などは、障がいのない人には簡単に利用できる一方で、障がいのある人には利用が難しく、結果として障がいのある人の行動や活動を制限してしまう場合があります。このような障がいのある人にとっての社会的なバリアについて、障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい。」という意思表示があった場合には、事業者にとって負担や費用が重すぎない範囲で、バリアを取り除くために必要な対応をすることとされています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

2 対象となる事業者とは

ここでいう「事業者」とは、企業や団体、店舗のことであり、目的の営利、非営利、個人、法人を問わず、同じサービスを反復継続する意思を持って行うものとなります。個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に含まれます。

3 具体的な事例（肢体不自由の方）

- ①【申出の内容】飲食店にて、車椅子を利用している身体障がい者から、「車椅子に座ったまま飲食したい」との申し出があった。
【配慮の内容】テーブルに備え付けられている椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。
- ②【申出の内容】商業施設で松葉づえを利用している身体障がい者が、「エレベーターを利用したいが故障しており2階に上がることができない。何か方法は無いか。」と申し出があった。
【配慮の内容】裏口にある従業員用のエレベーターを使って2階まで上がってもらった。

日出生台演習場のシカ・イノシシの有害鳥獣捕獲活動の実施について

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

春期の日出生台演習場内でのシカ・イノシシの有害鳥獣捕獲活動の実施についてお知らせします。

期間：令和8年4月上旬（去年は4月1日から4月3日まで）

内容：日出生台演習場内では銃器を使用したシカ・イノシシの有害鳥獣捕獲活動を予定しています。

実施期間中は、大変危険ですので、演習場内には立ち入らないようお願いします。詳細が決まりましたら、無線及びデータ放送でお知らせします。

ヤングケアラー、知っていますか？

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 こども家庭センター ☎0973-76-3876

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。こどもが家事や家族の世話をするのは、ごく普通のことだと思われるかもしれませんが、しかし、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、友人との何気ない時間、将来のことを考える時間…こどもにとって大切な時間と引き換えに家事等行うことで、その責任や負担の重さから学業や友人関係に影響が出てしまうことがあります。また、本人が自覚していない、誰に相談すればよいか分からない場合もあるため、周囲の大人が気づき支援につなげる必要があります。

心配な状況にいるこどもを見つけたら、相談窓口へご連絡ください。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

大分県ヤングケアラー相談窓口



LINE
<https://lin.ee/Lr4Luay>

◀ 二次元コード

ヤングケアラー専用電話相談
097-546-1451 (24時間365日対応)

いつでも子育てほっとライン<大分県>
0120-462-110 (24時間365日対応)

<出展:「ヤングケアラーとは」(こども家庭庁)(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e0eb9d18-d7da-43cc-a4e3-51d34ec335c1/a233e65f/20230401_policies_young-carer_06.pdf)を加工して作成>

「くす・このえ合同創業セミナー」参加者募集について

●お問い合わせ 観光・地域振興課 ☎0973-76-3150

「創業に興味があるけど、何から始めればいいのかわからない」、「もっとお客さんを増やしたい」という方等を対象に、九重町・玖珠町では合同で創業セミナーを開催しています。

セミナーでは、経営の基礎知識を学べるとともに、仲間づくりの機会にも繋がりますので多くの方のご参加をお待ちしています。

開催日時 (全4回)	第1回：令和8年5月13日（水） 18：30～20：30
	第2回：令和8年5月20日（水） 18：30～20：30
	第3回：令和8年5月27日（水） 18：30～20：30
	第4回：令和8年6月10日（水） 18：30～20：30

開催場所 九重町役場 3階 301会議

参加費 無料

対象者 玖珠郡内での創業に興味のある方（既に創業されている方も対象です）

内容 経営、販路開拓、人材育成、財務会計基礎、ワークショップ（創業計画書作成）等

申込期限 各セミナー開催日の1週間前まで

要予約 出張相談（個別相談会）

●日時 6月3日（水） 16:30～20:30

●場所 九重町役場2階 201 会議室



▲九重町HP

草刈機等の貸出しを行っています!!

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

九重町内の農地及び林地（周辺農道等含む）の維持管理を行う際に使用する草刈機等について、令和7年8月から予約及び貸出しを実施しています。なお、貸出しにつきましては「草刈機等使い方講習会」に参加された方が対象となりますので、ぜひお誘いあわせのうえ、お気軽にご参加ください。（※天候によって延期する場合があります。ご了承ください。）



【草刈り機等使い方講習会】

- 開催日時：4月16日（木） 10：00～11：30
4月18日（土） 10：00～11：30
- 実施場所：大分県農協九重支店 配送センター裏
- 講習内容：使い方説明、実演、貸出予約の方法について等
- 準備物：動きやすい服装、熱中症対策、ヘルメット等
- 事前申込：九重町役場 農林課（0973-76-3804）

【貸出草刈り機等一覧】



ラジコン草刈機
(共立RCM601)



乗用草刈機
(ラビットモアー、キャニコムCMX2206HC)



法面草刈機
(スパイダーモアー、オーレックSP853A-Y)

木材破砕機
(ウッドチップパー、共立KCM117BL)



背負式ブロワー
(ゼノアEBZ8560RH)

あなたの犬・ねこがみんなに受け入れられるために

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

責任感を持って犬・ねこと接しましょう

最近、放し飼いの犬や外を自由に歩き回るねこが、近所の人に迷惑をかけたり不快感を与えている、という苦情がよく聞かれ、飼い主のモラルが問われています。

周囲の人全てが犬・ねこ好きとは限りません。そんな方からも理解を得られるように、飼っている、またはお世話している犬・ねこに対しての責任を持ちましょう。

飼う前によく考える!

- ・毎日世話ができるか
 - ・飼育スペースに問題ないか
 - ・費用がどのくらいかかるか
 - ・トイレ等のしつけができるか
 - ・家族が賛成しているか
- など、しっかり確認と準備してから飼うようにしましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務!

犬を飼い始めたら、

- ・犬の登録（生涯1回）
- ・狂犬病予防注射（毎年1回）

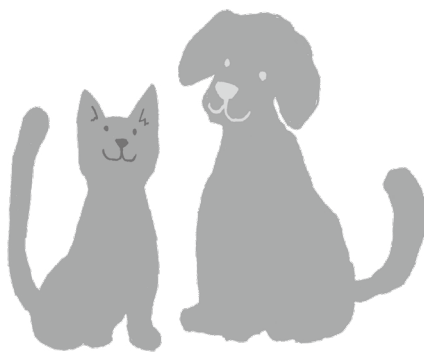
を行い、その際に交付される鑑札と注射済票を犬に装着してください。

ねこは室内飼いを!

ねこは、十分にえさを与えてお世話をすれば、広い生活空間でなくとも飼育できます。むしろ、外に出ることで、病気をもたらしたり事故にあったり、近所に迷惑をかけて嫌われるかもしれません。

放し飼いはしない!

犬を単独で散歩へ行かせることは、事故や犬同士のケンカ、近所迷惑などの原因になります。うちの犬は戻ってくるから大丈夫、というのは責任放棄と同じです。きちんとお世話することが、一番の愛情です。



不妊・去勢手術を受けましょう!

生まれただけ飼えないので捨てる、処分する、などの不幸な生命を生み出さないために、手術を受けさせましょう。手術をすることで、性格が穏やかになる、生殖器系の病気にかからない等のメリットもあります。

しっかりしつける!

人も犬もねこも地域の仲間です。犬・ねこが原因でトラブルが起きないように、しつけの徹底を行ってください。特に、人にいきなりとびかからない、無駄吠えをさせない、などをしっかりと教えてあげましょう。

簡単に捨てないで!

どうしても手放さなくてはならない・・・そんなときに犬・ねこを捨てないでください。貰い手を探す、愛護団体に相談するなど、別れる時まで責任を持ってください。

(動物愛護法で愛護動物の遺棄をした場合、罰金刑があります。)

住民参画の町づくりを考える会 会長 飯田祥治朗

九重町議会の傍聴に行った折、傍聴席から質問ができれば良いなど、数人で話していたところ、長崎県小値賀町^{おぢかちょう}で実施していると知り、町の「まちの担い手応援事業」を活用し研修に行った。

島のフェリー桟橋に着くと、議長と議会事務局長の出迎えを受け、歴史民俗資料館に案内してもらい、約2万年前からの島の歴史や鯨漁で栄えた漁村であったことを知った。町の面積25.5km²、人口2,000人、予算40億6,200万円、経常収支比率84.6%、公債費9.3%、議員報酬21万5,000円、議員平均年齢60歳、8名中3名は移住者とのことである。

夕方6時半より議会が開かれ、我々も傍聴に臨んだ。まず、町長より30分ほどの町政報告が課ごとにあった（年4回あり）。その後議員の一般質問があった。議員の質問は、一問一答の質問時間は30分で執行部の回答の間は時計が止まっていた。その後、模擬公聴会では、2人の地元の傍聴者から質問があった。この模擬公聴会も途中で中断したことがあったとのこと。議員の事前通告以外の質問や要望等の意見により、議会の運営がスムーズにいかないとのことであった。しかし、今ではルールを決めて実施している。

翌日は朝から議長と局長の案内で島内を見て回る。その後庁舎で、議員8名と昼食を取り、小値賀町の概要と議会の取組を伺った。取り組みとしては、

- ① 「能動的に行動する議会」
一年間を通して常に議会を開いている会期制の導入。
- ② 「住民と共に歩む議会」
「出前議会」、「あおぞら議会」、「議会と語ろう」など住民との対話の実施。
そして、小学生から高校生までを対象とした模擬議会の実施。
- ③ 「政策を提案する議会」
議員発議や委員会発議に対する修正案の積極的な提出や審議における付帯決議を活用し、
政策立案や政策提言の取組。

当地には様々な市町村から研修に来られることはあるが、民間の団体（住民参画の町づくりを考える会）からの研修を受けたのは初めてであると言われました。

我が町でも、是非とも小値賀町議会のように「開かれた議会」、傍聴席から質問が出来るような制度（条例）を作っていただきたいと切に願ってやみません。今回の研修がとても有意義なものであった事に対して、町の理解のもとに実施できたことに感謝申し上げます。





『令和8年1月から火災予防条例に新設されました』 林野火災注意報・警報



日田玖珠広域消防組合

林野火災注意報・警報とは



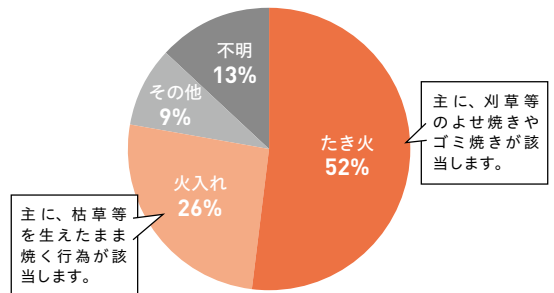
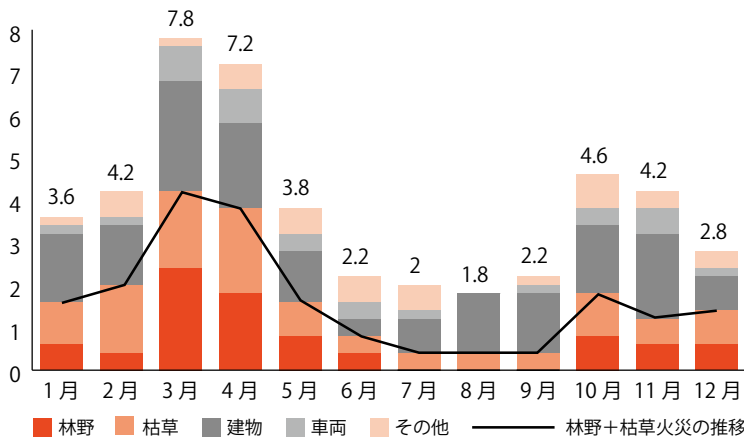
近年全国的に多発している林野火災の予防対策として、林野火災が起こりやすい1月から5月の期間、林野火災の予防上注意が必要と判断される気象条件に達した際に発令するものです。
※上記期間以外にも気象状況によっては発令されます。

※発令情報や条例の詳細については当組合のホームページをご覧ください →



管内でも春は林野や枯草の火災が多数発生!

その原因の多くがゴミや枯草の焼却によるものです!!



主に、枯草等を生えたまま焼く行為が該当します。

主に、刈草等のよせ焼きやゴミ焼きが該当します。

※R3～R7の平均値

発令時に制限されること

以下の制限について、**注意報発令時には努力義務**、**警報発令時には義務**が課せられます。

- (1) 山林、原野等で火入れをしないこと。
- (2) 煙火(花火)を消費しないこと。
- (3) 屋外で火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外で引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等で喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火の粉を始末すること。

※ 警報発令時は、罰則もあるので要注意!!

ちなみに

屋外のゴミ焼きは違法行為です!
絶対にしないようにしてください!!



令和7年度「ふるさと探検クラブ」活動報告

ふるさと探検クラブは、「九重町の未来を担う子どもたちに、生まれ育った“ふるさと”九重町の豊かな自然を思いきり体験してもらいたい! ふるさとをもっと好きになってもらいたい!」という思いで活動しています。今年も子どもたちの素敵な笑顔にたくさん出会うことができました。子どもたちは学校区や学年の垣根を超えて、仲間と絆を育みながら色々なテーマで九重町や大分県内の自然を満喫しました。

活動スナップ集

第1回 ～ふるさとの川で魚釣りに挑戦!～ 6/22



竹から竿を作りました



釣り方を教わります



見事に釣り上げました!



釣った魚をじっくり観察♪

第2回 ～佐伯キャンプ(1泊2日)～ 7/24-25



生簀での餌やり体験



楽しい磯での生きもの探し♪



夕食づくりに挑戦!



とても涼しい風連鍾乳洞

第3回 ～ふるさとの火山を知ろう!～ 9/27



雄大な硫黄山と記念撮影



景色に感動!



小松地獄を見学しました



3年生と記念撮影!

この回は、3年生も参加したよ!

第4回 ～ふるさとの冬を楽しもう!～ 12/6



一足早くスキー場で雪遊びを楽しみました!



第5回 ～報告会～ 12/18



家族に活動を報告しました!

令和8年度ふるさと探検クラブに参加しませんか?

次年度も楽しい”探検“を企画しています。「自然や外で遊ぶことが好きな小学生」「ふるさとのことをもっと知りたい小学生」「違う学校に友だちを作りたい小学生」「何かにワクワク、挑戦してみたい小学生」など、だれでも気軽にご参加いただけます!皆様のご参加をお待ちしております。

対象:九重町内の小学生4年生～6年生/申込方法:小学校で配布される「こども広場」の募集要項をご覧ください

本活動は九重町教育委員会、九重ふるさと自然学校の共催で実施している人材育成事業です。九重町内の小学生を対象に、九重町内や大分県の自然や人のくらしに思いを馳せられる人材を育成することを目的にしています。令和7年度も多くの皆様に協力頂きながら活動することが出来ました。この場を借りてお礼申し上げます。

ふるさとの文化財探訪

玖珠神楽

文化財調査員 佐藤 真紀

玖珠神楽と言うと、玖珠町の古後神楽を思い浮かべる人も少なくないだろう。しかし玖珠神楽とは、引治神楽の正式名称である。

その起源は様々な説があり、はっきりとはしていない

が、九重町教育委員会が昭和五十六年に発刊した調査報告書によると、「豊後国古蹟名寄追加」と、玖珠神楽由来記「警戸樂事実並二秘曲」という書物に記されている内容から、約六〇〇年前（室町時代）という説と、「大神楽工伝書」という書物に記されている内容から、約三〇〇年前（江戸時代初期）日向国（宮崎県）高千穂から御広末社大明神（高千穂神社）の神主が直伝し、玖珠町長野の船岡神社の神主が再伝し、郡内の神職たちに教えたという説がある。しかし、現在伝承されている玖珠神楽は、高千穂神楽とはいくつもの共通点はあるものの、かなりの違いがみられる。

昔、船岡神社に神楽倉が有り、道具一切を保管してあったが、火災によって面の一部を焼失。この時、神楽に関する書物も焼失したようだ。それから数百年後、時代情勢により神職が神楽を舞う事が難しくなり、東飯田村宝が受け継いだ絶え絶えに

なり、現在の引治地区へと受け継がれたようだ。

玖珠神楽は、古い書物に記載されているように伝承されているが、県内でも古い神楽の一つとして昭和四十一年に県指定重要無形文化財に指定された。

大分県内にはいくつも神楽が存在するが、県内に現存する神楽で、日向系神楽と言われるのは玖珠神楽だけではないだろうか。

玖珠神楽の舞に大蛇斬りは無く、地味だと言われることが多いが、元々神職が神様に奉納するための神楽だったからではないかと思う。舞は全部で三十三番まであり、一番の「舞降」から始まる。古事記や日本書紀に出てくる日本神話の神々を地上に招き降ろす舞である。そして、岩戸の前で多くの神々が集合して、思兼の神の奇智によって天照大御神（日の神）を誘い出し奉る神々の舞楽。

子どもの頃は、この世のものではない不思議な世界を覗いている様に感じた。

昔の人々が五穀成就や人々の平和を願い、年に一度神様に感謝を捧げる神楽。これからも継子の一人として玖珠神楽に携わっていかれたらと思う。

幸せになろうね

人権

心の扉

No.354

卒業の季節に繋ぐ「いのち」のバトン

三月、別れと旅立ちの季節です。九重町では、九年間を通して学ぶ「人権教育共通教材」を活用し、差別をなくし互いを大切にすることを育んでいます。その一環として小学校六年生および中学校三年生で毎年取り組むのが、講師を招いた「いのちの授業」です。卒業という大きな節目を前に、子どもたちの学びの軌跡を振り返ります。

授業では、誕生や死、そして命の意味について深く考えます。代わりのない「かけがえのない命」を尊重し、周りの人への思いやりや家族への感謝を育むことがねらいです。さらに大きな特徴として、小六の時に書いた感想文を三年間大切に預かり、中三になった本人へ返却します。当時の自分と向き合い、今の自分と比べることで心の成長を「実感」する。それは、新しい世界へ踏み出す子どもたちにとって、自分を肯定し、自信を持つための大切な時間になっています。

授業を受けた子どもたちの心には、確かな変化が生まれています。小学校では、「今日が最後かもしれないと思って挨拶をしたい」と振る舞いを見直す子や、「今生きていることに感謝したい」と涙を浮かべる子がいました。また、「楽しい思い出を作れば、死ぬことが少し怖くなる」と、今を懸命に生きる意味を見出す姿も見られました。当たり前の日常が、実はかけがえのない奇跡の連続であることに気づき始めています。

中学校では、かつての自分と静かに対話する時間が持たれました。今の想いを重ね合わせる生徒たちの真剣な眼差しは、言葉以上に雄弁に心の成長を物語っていました。自分を見つめ直す教室の澄んだ空気は、見守る教職員の心をも深く揺さぶる、九年間の学びの確かな結実でした。

こうした子どもたちの姿は、私たち大人にとっても大切なことを教えてくれます。唯一無二の命を大切にできているのでしょうか。身近な人への感謝を忘れてはいないでしょうか。子どもたちの心を守る一番の教科書は、私たち大人が「今を懸命に生きる姿」そのものです。

卒業していく子どもたちが「自分は大切にされている」という安心感を持って歩めるよう、町全体で温かい言葉を交わし、命を尊ぶ心を育んでいきましょう。九重町が、そんな「いのち」のバトンが次世代へと繋がる温かい場所であり続けることを願っています。（教育振興課）



「国際アンデルセン賞」を受賞した日本人



皆さんは「アンデルセン」をご存じでしょうか? 「人魚姫」「みにくいアヒルの子」「マッチ売りの少女」「親指姫」世界中で読み継がれている物語を生みだした童話作家です。(ハンス・クリスチャン・アンデルセン/デンマーク)そして、このアンデルセンの名前が賞になっている「国際アンデルセン賞」という賞があるのですが、これは「子どもの本のノーベル賞」と呼ばれるほど世界的に権威のある賞です。実はあまり知られていないのですが、アンデルセン賞を受賞した日本人は3名もいるのです。

1984年 | イラストレーター賞
安野光雅さん

代表作 『旅の絵本』『もりのえほん』『しりとり』『ふしぎなえ』『あいうえおの本』他

2014年 | 作家賞
上橋菜穂子さん

代表作 『守り人シリーズ』『鹿の王』『香君上・下』『獣の奏者』他

2018年 | 作家賞
角野栄子さん

代表作 『魔女の宅急便』『一年生になるんだもん』『アッチ・コッチ・ソッチのちいさなおぼけ』シリーズ 他

アンデルセン賞受賞者の本もオススメです。本家アンデルセン童話も読み直してみると新鮮な発見があるかもしれません。さて、4月2日は「国際子どもの本の日」。この日はアンデルセンの誕生日にちなみ定められました。九重町図書館でも春の子ども読書イベントを開催します。楽しい企画を考えていますので、来月からの広報もご注目ください!

お知らせ.1



●「おはなし会」毎月第2土曜 (10時30分～11時)

3月のおはなし会は「チームそらまめくん」の皆さんでした。(3月14日)
4月は「スター」の皆さんです。(4月11日予定)
春はもうすぐそこ。ご家族で遊びに来ませんか?
児童コーナーでお待ちしています(^ ▽ ^)



▲2月の様子(担当: ぶちトマト)



▲読んだ絵本

お知らせ.2

●毎年好評! 『新聞紙のリサイクル市』4月1日(土)～(無くなり次第終了)

2年前の新聞紙、5紙分を図書館入口に置いています。(1か月分一束)
新聞紙を活用したゴミ袋や小物入れ、スリッパなどの図案もありますので
お持ち帰りの際は司書にお声掛けください。



新刊・新着図書案内

～リクエストしたい本、お問い合わせなどありましたらお気軽にカウンターまで!～

●児童図書・コミック

ななくさのえほん
すしねずみ
100にんのサンタクロースの12かげつ
ぼく、お月さまとおはなししたよ
せんめんじよできっちゃんて ウチダコウ、ザ・キャビンカンパニー
ウレタンのひみつ 学研まんがでよくわかるシリーズ 構成・ウェルテ
藤原式作文メソッド200字意見文トレーニング 藤原和博

谷本雄治、大野八生
はらぺこめがね 谷口智則
フランク・アッシュ
構成・ウェルテ
藤原和博

誰にも支配されずに生きる
となりの小さいおじさん
幸せを引き寄せる石の力
頭の中のひとりごとを消す方法
迷いを手放すスヌーピー チャールズ・M・シュルツ
ぼくたちはどう老いるか
22世紀の資本主義
ペリリュー
ぼっちのアリは死ぬ
病氣と折り合う芸がいる
虚弱に生きる
生命力を高めなさい
素人校長ばたばた日記
母が三人寄れば、かましい
ネット右翼になった父
最強に面白い次元
月10万円を楽しく稼ぐちょいワーク図鑑
Cloud on the 空き家
知らなかったでは済まされない行動経済学の話
シンプルだから悩まない!ワンパターン献立
おいしく食べて、キレイにやせる!せいろ蒸しダイエットレシピ田京よし
若返る食事。

岸見一郎
瀬川洋司
桜井識子
鈴木裕介
谷川俊太郎・訳
高橋源一朗
成田悠輔
堀場互
古藤日子
養老孟司、中川恵一
絶対に終電を逃さない女
堀江昭佳
川田公長
中島要
鈴木大介
浅井祥仁
華井由利奈
小池昌代
真壁昭夫
長谷川あかり

●一般図書・郷土

犯人に告ぐ 2・3(文庫)4(単行本)
武門の商船(おれは一万石35)文庫
めじろ鳴く(文庫)
一文字助真(文庫)
たびじ(文庫)
血脈のナイトメア(天久鷹央の事件カルテ20)文庫
かばん屋の相続
ブーズたち鳥たちわたしたち
彼の左手は蛇
叫び
吾輩は猫魔導士である1～8
かえる生活
森から来た少年(文庫)
THE MATCH(文庫)
読書嫌いを覚醒させる至高のブックリスト
あなたとわたしの短歌教室
美しい日本の名俳句1000
トラウマ
小さなこと小さな幸せ

栗井侑介
千野隆司
佐伯泰英
佐伯泰英
細谷正充、浅田次郎他
知念美希人
池井戸潤
江國香織
中村文則
畠山丑雄
猫神信仰研究会
群ようこ
ハーラン・コーベン
ハーラン・コーベン
横道誠
服部真里子
今井義和
江原啓之
松永忠

●郷土資料

九重町議会会議録 令和7年度分12冊 九重町議会事務局
温泉とともにある田んぼ 飯田高原の伝統農法「湯苗」九重ふるさと自然学校

各種相談(相談無料)

大分県交通事故相談

【電話・面接相談】

■とき

月曜日～金曜日(祝日、振替休日、
年未年始の休日を除く)
午前8時30分～正午、
午後1時～午後5時15分

■ところ

大分県庁 別館5階

■お問い合わせ

交通事故相談所
(県生活環境部生活環境企画課内)
(☎097-506-2166)

【巡回相談(予約制)】

■とき

4月14日(火)
午前10時30分～午後3時

■ところ

県西部振興局(日田市)

■お問い合わせ

県西部振興局
(☎0973-23-2200)

遺言等無料公証相談

■とき

平日の午前9時～正午、
午後1時～午後5時

■ところ

日田公証役場(日田市)

■内容

①遺言のほか、高齢者等の財産
管理や認知症の備え、土地・建
物の賃貸借・売買、金銭貸借、
離婚給付、尊厳死宣言などの
公正証書の作成に関する相談
②会社の定款や契約書類の認証
等に関する相談

■その他

電話で事前受付が必要です。

■お問い合わせ

日田公証役場
(☎0973-24-6751)

行政書士会日田支部無料相談会

■とき

4月9日(木) 午後1時～午後3時

■ところ

九重町役場3階302会議室

■内容

相続、遺言、農地転用、許認可申
請、技能実習等外国人雇用等

■お問い合わせ

大分県行政書士会日田支部
(☎090-8289-4664)

人権なんでも相談所

法務大臣から委嘱された人権擁護委
員が、さまざまな人権に関するご相談
に応じています。相談は無料で秘密は
固く守られます。

■とき

4月14日(火)
午前10時～午後3時

■ところ

九重文化センター小会議室

■内容

差別を受けた、プライバシー侵害
を受けた、インターネット上で誹謗
中傷された等

■お問い合わせ

九重町隣保館
(☎0973-76-2468)

精神保健福祉相談(こころの相談)

■とき

4月9日(木)
午後2時～

■ところ

大分県玖珠総合庁舎3階相談室

■内容

うつ病や認知症等の本人及び家
族等に対する専門医による医療
相談

■相談料

無料

■その他

相談予定日の2開庁日前までに、
電話もしくはホームページから要
予約

■予約・お問い合わせ

大分県西部保健所地域保健課
(☎0973-23-3133)

行政相談所

■とき

4月15日(水)
午前10時～正午

■ところ

飯田公民館

■その他

予約不要。相談無料。

■お問い合わせ

大分県行政監視行政相談センター
(きくみみ大分)
(☎097-532-3715)

年金相談

■とき

4月22日(水)
午前10時～午後3時

■ところ

九重町役場1階102会議室

■その他

事前予約が必要です。日田年金
事務所までご連絡ください

■予約・お問い合わせ

日田年金事務所
(☎0973-22-6174)

試験・講習会

受講料無料! 6月受講生募集
(ハロートレーニング)

■募集コース

電気設備技術科(企業実習付き)
ものづくり溶接科
ものづくりアシスタント科

■募集期間

3月31日(火)～5月1日(金)まで

■訓練期間

6月4日(木)～11月30日(月)

■その他

説明会 4月14日(火)、28日(火)
見学会 4月7日(火)、21日(火)

■申込・お問い合わせ

ポリテクセンター大分
(☎097-529-8615)

令和8年度前期技能検定試験

技能検定は、働く人達の持っている技能を一定の基準により検定し、これを公証する技能の国家検定制度です。

■申請書受付期間

4月6日(月)～4月17日(金)

■実技試験実施期間

6月10日(水)～9月9日(水)

■学科試験実施日

7月12日(日)、8月23日(日)、
8月30日(日)、9月6日(日)

■技能検定実施職種

- ・1・2級…32職種51作業
- ・単一等級…2職種2作業
- ・3級…11職種14作業

※詳細はお問い合わせください

■申請書および受験案内

大分県職業能力開発協会、市町村商工担当課、各商工会、各振興局等

■申込み・お問い合わせ

大分県職業能力開発協会
(☎097-542-3651)
(FAX097-542-0996)

**狩猟を新たに始めたい方へ
スタートアップセミナー
の開催について**

これから狩猟免許を取得しようとする方等を対象に、狩猟の魅力や基礎知識の講義と射撃シミュレーターによる狩猟体験を内容としたセミナーを開催します。

■と き

【1回目】5月30日(土)
午前9時～正午

【2回目】5月31日(日)
午前9時半～午後0時半

■ところ

【1回目】
大分県庁舎本館2階正庁ホール
【2回目】
大分県農業文化公園大研修室ほか

■参加条件

18歳以上かつ狩猟免許を所持していないこと

■申込期間

4月27日(月)～5月10日(日)

■申込方法

下記二次元コードもしくは参加申込書により行ってください【大分県庁HP(森との共生推進室)からダウンロードできます】。※4月掲載予定



◀ 申込みフォーム

■その他

参加無料。(先着順)
両日とも現地集合です。県庁までは公共交通機関をご利用ください。

■お問い合わせ

大分県森との共生推進室
(☎097-506-3876)

防災管理新規講習

■と き 7月10日(金)

■ところ J:COMホルトホール大分

■受付期間 6月4日(木)～6月17日(水)

■受講料 7,000円

■定員 84人(予定)

■申込方法

インターネットで申込み(詳しくは(一財)日本防火・防災協会のホームページをご確認ください)

■お問い合わせ

(一財)日本防火・防災協会
(☎03-6263-9903)
(FAX03-6274-6977)

お知らせ
有料道路における障がい者割引制度の見直しについて

【改正内容】これまでETC無線通行による割引の適用にあたり、一部を除き、原則本人名義のETCカードを登録することを要件としていましたが、対象障がい者が20歳未満の重度の障がい者の方で、本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、親権者その他の法定代理人等名義のETCカードも登録可能となります。

【運用開始日】令和8年4月1日

■お問い合わせ

九重町役場地域共生支援課
(☎0973-76-3821)

◀ 協会けんぽ大分支部の加入者の皆さまへ ▶
■令和8年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせ

- ・健康保険料率【大分支部】10.08%(令和8年2月分まで10.25%)
- ・介護保険料率【全国一律】1.62%(令和8年2月分まで1.59%)
- ・子ども・子育て支援金率【全国一律】0.23%(令和8年4月分(5月納付分)より新たにスタート)

※健康保険料と介護保険料、子ども・子育て支援金は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率、子ども・子育て支援金率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和8年4月納付分から変更後の保険料および子ども・子育て支援金が適用されます。

【お問合せ先】

全国健康保険協会(協会けんぽ)大分支部 ☎097-573-5630(自動音声案内④)



▲協会けんぽHP



歳時記

春そこに

チェーンソーのエンジン快調春そこに 時松千城

木々の選定期間は樹種により異なりますが、チェーンソーの手入れはいつも欠かせません。下五の「春そこに」に春を待つ思いと労働意欲がしっかり伝わります。春が待ち遠しいですね。

推薦三句

笹鳴きや孫の来訪二人連れ 林香澄

「笹鳴きはその年に生まれた幼鳥で独特の囀りです。久しぶりの帰省したお孫さんが二人連れというのは、恋人でしょうか。下五の「二人連れ」が想像を広げました。」

ものの芽や鷹山曰くなせば成る 佐藤律子

「ものの芽」は春の季語。特定の木や草の芽ではなくすべての芽をひっくるめて言う。上杉鷹山の名言と季語を取り合わせた佳句。新たな春を迎えた子ども達に物事への意志と行動力を示唆します。」

節分や鬼も残業切り上げて 高倉直人

鬼役の父親がいないと節分の豆撒きは始まりません。この日ばかりは残業なしで帰途に。帰りを待っている子等の笑顔が浮かんできます。笑ましい家族の景が垣間見えます。」

(編集後記) しのぎやすい季節になりました。役所の年度は毎年四月一日から翌年の三月三十一日となります。四月一日は体制も一新です。読者俳句も三十一日で区切りを迎えます。本年度もご支援ご協力ありがとうございました。新年度もまたよろしくお願いたします。巻頭句の時松さんの句のようにエンジン快調で四月をお迎えしましょう (選者・編集 古後粒勝拜)

俳句なんでもQ&A 「比喩と擬人法」その①

Q 比喩や擬人法の作句がうまくいきません。添削例などがあれば教えてください。

A 比喩や擬人法は一句をいきいきとさせ効果的です。添削例のある書籍を参考に紹介します。

(原句) **新蕎麦や暖簾に紺の匂ふ店**

思わず暖簾をくぐりたくなるような、蕎麦屋の店先の景です。匂うばかりの紺のれんが新蕎麦の風味を引き立てていると、いうことですが、「紺の匂ふ」とそのまま述べてしまうのはどうでしょうか。「に」「の」の助詞もぎくしゃくします。

(添削後) **新蕎麦や匂ふかごとき紺のれん**

新蕎麦にのれんがあれば店というのはすぐ分かります。省きたい一語です。紺のれんを下五に据えポイントをはっきりさせました。(『添削例に学ぶ 俳句上達法』鷹羽狩行 参照)

読者俳句

佳作 二十一席

回り道しても躓く春泥に 加代子

筆無精蠟梅咲きてしまひけり 八千子

春告草ビルの谷間に独り咲く 春蘭

雛の日や独り暮らしを満喫す 恵子

着ぶくれて血圧計を二度三度 重吉

花衣ひもとく大河太宰の地 トシ子

内裏びな異国の人と対面す 則子

着ては脱ぎ脱いで着ての四温かな 純子

鍵盤の小さき指先春隣 次江

納税期急須の蓋の見当たらず 由美子

錠剤のコロコロ拾う悴む手 ヤスコ

指くわえ暖取りながら芹を摘み きくみ

詠み留めし昔日の句春隣 左世美

出席は二重丸かな春隣 末子

汗かいてひと鍬入れて春を待つ 桐友

軒下のおしやべりの輪春そこに スエノ

クレイン車の下より覗く雪割草 清子

初孫は中学生よ山笑う 好美

友に聞く雪割草ってどんな花 文子

鶯や上手に鳴いてホーホケキヨ 良子

若駒の育つ平野の火入れかな 千ズ子

人の動き

2月1日～2月末日届出分

人口と世帯

人口	8,045人	(- 7)
男	3,867人	(+ 2)
女	4,178人	(- 9)
世帯	3,829	(+ 12)

() は前月からの増減

弔慰

(敬称略)

お悔やみ申し上げます

おなまえ	年齢	行政区
うめき 文明	72	後河内
か 斐 裕栄	76	筋湯
さとう 久子	93	寺田
たかくら 森彦	96	中栄
ひ野 優一	68	金山
もとまつ ヨシミ	81	南恵良
さとう 政司	61	北恵良三

出生

おめでとうございます

(敬称略)

おなまえ	性別	保護者	行政区
からしま 真成	男	祐信	相狭間

編集後記

今月号の表紙には「ここのえ草原フォトコンテスト」の作品を使用させていただきました。「春は黒なり」一。野焼きを終えた黒い大地は、九重の春を象徴する風景ですね。さて、年が明けてからあつという間に時が過ぎ、気づけばもう年度末。毎年この時期は、時間の流れを特に早く感じます。4月から新生活が始まる方もいらっしゃるでしょう。新しい環境に戸惑うこともあるかもしれませんが、まずはご自身の心と体を大切に。皆さまの新たな一歩を応援しています。

T.U

すくすく ここのえっ子



2歳 いのうえ しらせ
井上 報瀬 さん
(保護者：井上拓也)

1歳～3歳の誕生日を迎える、九重町に住所があるお子さんが対象です。詳しくは九重町ホームページをご覧ください。

☎ 未来デザイン推進課 (☎ 76-3874)



応募締切

4月がお誕生日のお子さん
3月31日(火)
5月がお誕生日のお子さん
4月30日(木)



▲応募フォーム ▲九重町HP

交通安全		2026.2月末		
町内地区別事故発生状況		※速報値		
地区別	人身事故		物損 事故	件数 計
	死者	負傷者		
東飯田			10	10
野上			8	8
飯田			42	42
南山田			35	35
計	0	0	95	95

◆訂正とお詫び

広報ここのえ2月号(No.837)の3ページ「それぞれの戦争」の記事において、記載内容に誤りがありました。

正しい内容は以下のとおりです。

3ページ下段6行目

【誤】その中の一句をご紹介します



【正】その中の一首をご紹介します

深くお詫びして訂正いたします。



町の面積 / 271.37km² 町の木 / くぬぎ 花 / ミヤマキリシマ 鳥 / カッコウ

3月・4月の休日当番医

●病院	月	日	医院名	住所	電話番号
●病院	3月	20日	溪和ファミリークリニック	町田	0973-78-8088
		22日	友成(塚脇)医院	塚脇	0973-72-0330
		29日	玖珠記念病院	塚脇	0973-72-1127
	4月	5日	友成(町田)医院	町田	0973-78-8811
		12日	荒木医院	森	0973-72-2466
		19日	小中病院	塚脇	0973-72-2167
		26日	北山田クリニック	北山田	0973-73-2030
		29日	矢原医院	野上	0973-77-6121

●歯科医	月	日	医院名	住所	電話番号
●歯科医	4月	29日	もちまつ歯科医院	日田市	0973-22-8071

●当番医設定のない休日の歯の急患は、別府口腔保健センター(別府市 0977-21-5657)で対応します。

<発熱や風邪などの症状があるときの受診方法について>

- ◎「かかりつけ医など身近な医療機関」に電話で相談のうえ受診してください
- ◎受診先に悩む場合 [医療情報ネット](#) のホームページから検索してください。

★都合で変更する場合があります。

●ここのえ健康ダイヤル 0120-511-658 (24時間年中無休無料健康相談)

急な病気、心の不調、育児、介護などご相談ください

※令和8年4月1日からの利用はできません。詳細については今月号11ページをご参照ください。